

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	情報システム課
委託業務名	空調機保守点検業務
委託業務場所	大津市御陵町3番4号
概要	第二別館空調機の保守
契約期間	令和2年5月7日から令和3年3月31日まで
契約年月日	令和2年5月7日
契約金額	3,212,000円
契約の相手方	[所在地] 大阪市西区江戸堀一丁目5番16号 [名称] 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 関西支店
契約相手方の選定理由	<p>本契約の対象である空調機設備は、本市の情報処理の安定稼動のため設置しているものである。当該設備が故障した場合、全庁的に業務利用しているシステムが停止するなどの影響が起りえる。</p> <p>当該業者は空調機設備の納入業者であり、ホストコンピュータ、サーバ機器類と一体で連携している本市の空調機設備に対して、部品交換等の業務を実施できる唯一の業者であることから、設備保守業務の円滑かつ適正な実施を図るため上記の業者を選定する。</p>
根拠規程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。